

1 関東地区情報技術教育研究会会則

第 1 条 本会は、関東地区情報技術教育研究会と称する。本会の事務局は原則として会長の学校内におく。

第 2 条 本会は、地区の工業高等学校等における情報技術教育の振興と会員の資質向上を旨とし、相互の連絡と親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報技術教育に関する教育課程、教育内容、指導法の研究
- (2) 施設・設備についての研究およびその充実について相互協力
- (3) 講習会、研究会、見学会などの開催
- (4) 会報、研究資料、その他の発行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第 4 条 本会の会員は、全国情報技術教育研究会会員を原則とし、関東地区 1 都 7 県の会員をもって組織する。

第 5 条 本会に次の役員を置く。その任期は 2 年とし、再任はさまたげない。補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名 (5) 幹 事 若干名

第 6 条 役員は、会員の中から次の方法で選出する。

- (1) 会長および副会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 理事は下表により各都県から選出し、総会に報告する。

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	合計
理事の数	1	1	1	2	1	2	2	1	11

(3) 監事は総会において選出する。

(4) 幹事は会長が委嘱する。

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、事業計画・予算・決算など重要事項の立案ならびに事業の執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の事業ならびに会計を監査する。
- (5) 幹事は、会務の処理にあたる。

第 8 条 本会に顧問をおく事ができる。顧問は、本会に特別の関係のあるものの中から、理事で推薦したものについて会長がこれを委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じる。

第 9 条 総会においては、次の事項を審査、協議する。

- (1) 事業および予算の審議、決算の承認 (2) 役員承認
- (3) 会則の変更 (4) その他必要と認められる事項

第 10 条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 11 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条 本会の経費は、会費ならびに全国情報技術教育研究会より本会に配られる研究費、寄付金およびその他をあてる。会費は会員の所属する学校ごとに、年間 2,000 円とする。

附 則 ・本会則は、昭和 53 年 7 月 4 日から実施する。

- ・本会則に第 8 条を挿入、昭和 56 年 6 月 26 日実施。
- ・本会則に第 3 条 (4) を挿入、第 12 条を改正、昭和 57 年 6 月 30 日実施。
- ・本会則第 1 条、昭和 59 年 6 月 28 日実施。
- ・本会則第 12 条、平成 2 年 6 月 26 日改正、平成 3 年 4 月 1 日実施。
- ・本会則第 1 条、第 2 条、第 4 条を改正、平成 7 年 7 月 7 日実施。
- ・本会則第 6 条 (2) を改正、平成 9 年 6 月 27 日実施。